

防地防第4838号

26.4.3

一部改正 防地防(事)第159号

31.4.25

防地地(事)第320号

令和5年8月30日

各地方防衛局長 殿

事務次官

演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱第3条第2項に規定する別に定める額について(通達)

標記について、演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱(平成19年防衛省訓令第109号。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり定められ、平成26年4月1日から適用することとされたので通達する。ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)による改正前の消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率が適用される補助事業に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

なお、演習場周辺の住宅防音工事に係る工事費及び設計監理費の別に定める額について(施本第1177号(CFS)。平成19年8月3日)は、廃止する。

記

要綱第3条第2項第1号に規定する別に定める額は、別表第1に掲げる区域及び工事種別の区分に応じ、同表に定める額とし、同項第2号に規定する別に定める額は、別表第2に掲げる工事費及び工事種別の区分に応じ、同表に定める算式により算出して得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

添付書類：別表第1及び別表第2

第 3 条第 2 項第 1 号の別に定める額

区 域 工事種別	L C D E N 値 8 4 以上の区域	L C D E N 値 8 1 以上 L C D E N 値 8 4 未 満 の 区 域
1 居室防音工事 〔 1 世帯 1 居室を対象とし て行う防音工事をいう。〕	5, 6 5 5 千円	5, 1 9 3 千円
2 居室防音工事 〔 1 世帯 2 居室を対象とし て行う防音工事をいう。〕	8, 4 0 4 千円	7, 4 5 1 千円
3 居室防音工事 〔 1 世帯 3 居室を対象とし て行う防音工事をいう。〕	1 1, 1 6 9 千円	9, 9 1 5 千円
4 居室防音工事 〔 1 世帯 4 居室を対象とし て行う防音工事をいう。〕	1 3, 8 7 6 千円	1 2, 1 9 0 千円
5 居室防音工事 〔 1 世帯 5 居室を対象とし て行う防音工事をいう。〕	1 6, 2 3 2 千円	1 4, 2 2 4 千円

注： 石綿の使用が明らかな場合における石綿の撤去を伴う防音工事に係る額は、当該防音工事の居室数に応じた防音工事に係る額に、石綿の撤去に係る額を加算した額とする。

第3条第2項第2号の別に定める額の算定式
(1) LC DEN値84以上の区域

工事種別	工事費							
	5,655千円 未満	5,655千円 以上 9,686千円 未満	9,686千円 以上 11,169千円 未満	11,169千円 以上 13,017千円 未満	13,017千円 以上 13,876千円 未満	13,876千円 以上 15,128千円 未満	15,128千円 以上 16,232千円 未満	16,232千円 以上
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1居室防音工事 〔1世帯1居室を対象として行う防音工事を行う。〕	$A \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$
2居室防音工事 〔1世帯2居室を対象として行う防音工事を行う。〕	$A \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$
3居室防音工事 〔1世帯3居室を対象として行う防音工事を行う。〕	$A \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$A \times 0.07$	$11,169 \times 0.07$	$11,169 \times 0.07$	$11,169 \times 0.07$	$11,169 \times 0.07$	$11,169 \times 0.07$
4居室防音工事 〔1世帯4居室を対象として行う防音工事を行う。〕	$A \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$A \times 0.07$	$11,169 \times 0.07$	$A \times 0.06$	$13,876 \times 0.06$	$13,876 \times 0.06$	$13,876 \times 0.06$
5居室防音工事 〔1世帯5居室を対象として行う防音工事を行う。〕	$A \times 0.12$	$5,655 \times 0.12$	$A \times 0.07$	$11,169 \times 0.07$	$A \times 0.06$	$13,876 \times 0.06$	$A \times 0.055$	$16,232 \times 0.055$

注：表中「A」とあるのは、住宅防音に要する工事費（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を1000で除して得た数値とする。

(2) LCDEN値81以上LCDEN値84未満の区域

工事種別 \ 工事費	5,193千円 未満	5,193千円 以上 8,900千円 未満	8,900千円 以上 9,915千円 未満	9,915千円 以上 11,567千円 未満	11,567千円 以上 12,190千円 未満	12,190千円 以上 13,291千円 未満	13,291千円 以上 14,224千円 未満	14,224千円 以上
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1居室防音工事 〔1世帯1居室を対象として行う防音工事をいう。〕	A×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12
2居室防音工事 〔1世帯2居室を対象として行う防音工事をいう。〕	A×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12	5,193×0.12
3居室防音工事 〔1世帯3居室を対象として行う防音工事をいう。〕	A×0.12	5,193×0.12	A×0.07	9,915×0.07	9,915×0.07	9,915×0.07	9,915×0.07	9,915×0.07
4居室防音工事 〔1世帯4居室を対象として行う防音工事をいう。〕	A×0.12	5,193×0.12	A×0.07	9,915×0.07	A×0.06	12,190×0.06	12,190×0.06	12,190×0.06
5居室防音工事 〔1世帯5居室を対象として行う防音工事をいう。〕	A×0.12	5,193×0.12	A×0.07	9,915×0.07	A×0.06	12,190×0.06	A×0.055	14,224×0.055

注：表中「A」とあるのは、住宅防音に要する工事費（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を1000で除して得た数値とする。